

こ成事第 370 号
令和 5 年 8 月 22 日
こ成事第 548 号
令和 5 年 12 月 19 日
こ成事第 659 号
令和 6 年 9 月 2 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日
こ成事第 469 号
令和 7 年 8 月 29 日
こ成事第 183 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長
市 町 村 長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」
(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用すること
とされたので通知する。

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)（以下「児童福祉法」という。）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発	児童福祉施設	助産施設 乳児院	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とする。）、同法第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づき職員養成施設、同法第 6 条の 3 第 1 項に基づき児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第 3 項に基づき子育て短期支援事業所、同条第 6 項に基づき地域子育て支援拠点事業所、同条第 7 項に基づき一時預かり事業所、同条第 8 項に基づき小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第 16 項に基づき社会的養護自立支援拠点事業を行う事業所（以下「社会的養護自立支援拠点事業所」という。）、同条第 18 項に基づき妊産婦等生活援助事業を行う事業所（以下「妊産婦等生活援助事業所」という。）、同条第 20 項に基づき児童育成支援拠点事業所、同法第 10 条の 2 第 1 項に基づきこども家庭センター、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づき利用者支援事業所、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 に基づき産後ケア事業を行う施設、平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づき子育て支援のための拠点施設</p>	<p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>子育て短期支援事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>一時預かり事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>社会的養護自立支援拠点事業所</p> <p>妊産婦等生活援助事業所</p> <p>児童育成支援拠点事業所</p>	<p>母子生活支援施設</p> <p>児童厚生施設</p> <p>児童養護施設</p> <p>児童心理治療施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター</p> <p>里親支援センター</p>
--	---	---

	こども家庭センター		
	利用者支援事業所		
	産後ケア事業を行う施設		
	子育て支援のための拠点施設		
(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、令和6年3月30日付こ成環第113号こども家庭庁成育局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス)	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		

<p>スに限る。)を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設</p>	<p>障害児入所施設 児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 児童発達支援センター</p>
<p>(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	<p>既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既</p>

		<p>存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	令和5年8月22日こ成事第440号子ども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和5年8月22日こ成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

	避難スペース整備	令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
--	----------	---

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
コ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
カ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	指定都市、中核市若しくは市町村
シ こども家庭センター	児童福祉法第10条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ソ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村

(2)その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村
----------	-------------------	-------------------

(2) (1)の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。

(3) 令和5年8月22日こ成事第437号子ども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（(8)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3

㊦ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）
--	----------------------	---

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（7）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。） イ 児童自立生活援助事業所 ウ 子育て短期支援事業所 エ 地域子育て支援拠点事業所 オ 一時預かり事業所 カ 小規模住居型児童養育事業所 キ 利用者支援事業所 ク 社会的養護自立支援拠点事業所 ケ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第 35 条第 4 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号 児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）

コ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	
サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	
(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3第18項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
--------	--------	-------

児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
---------------------	------------------	------------------------------

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、(1) 及び (2) については、財政力指数が 1.0 未満の都道府県等又は交付年度の交付額（(1) から (3) までに定める整備事業を含めた全ての整備事業を (4) により算出することとした場合の交付額とする。）の合計額が 1 億円を超えない都道府県等が策定する整備計画に記載された施設整備事業に限るものとする。

(1) 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和 6 年 3 月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知別添。以下「策定要領」という。）の 3 の (9) の計画を策定し、かつ、以下の i ~ iii の要件をいずれも満たし、『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 7 年 2 月 5 日付こ支家第 47 号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業

i 令和 11 年度末までに小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 令和 11 年度末までにケアニーズが非常に高いこどもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

ア 6 の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 又は別表 1－2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の（５）から（８）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 又は別表 1－2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

（２）産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業

ア 6 の（１）から（４）の事業に係る交付額を算出する。

（ア）交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

（イ）（ア）により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

（ウ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（ア）により算出した額と、（イ）により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 令和5年12月19日こ成事第568号子ども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) (1)～(3)以外の場合

- ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
 - (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
 - (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- 9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年

法律第 189 号) 第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表 2 「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により

算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。)	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。)	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設

③ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳 児 院 児 童 心 理 治 療 施 設 障 害 児 入 所 施 設
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。）	児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障 害 児 施 設 等
⑤ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合（以下「公害防止対策事業」という。）	障 害 児 施 設 等

(経過措置)

- 10 当面の間、8の(1)については、財政力指数が1.0以上であって、交付年度の交付額(8の(1)から(3)までに定める整備事業を含めた全ての整備事業を8の(4)により算出することとした場合の交付額とする。)の合計額が1億円以上の都道府県等が策定する整備計画に記載された施設整備事業を含めることとして差し支えない。

(交付金の概算払)

- 11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)
- ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方

厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

13 この交付金の交付の申請は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

15 地方厚生（支）局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

16 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙 4 の様式により工事に着工した日から

10 日以内に、また、工事進捗状況については別紙 5 の様式により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 15 日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

17 この交付金の事業の実績報告は、別紙 2 の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（11 の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、別紙 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

19 特別の事情により 8、13、14、16 及び 17 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表 1 - 4 のとおり

とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業
計画に基づく事業として
行う場合には別表 2 に掲
げる 1 施設当たり交付基
礎点数を基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇
年計画に基づく事業とし
て行う場合には別表 2 に
掲げる 1 施設当たり交付
基礎点数を基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として
行う場合には別表 2 に掲
げる 1 施設当たり交付基
礎点数を基準とする。

ウ 1 世帯当たり交付基礎点
数を適用する場合

(ア) 別表 2 に掲げる 1 世帯
当たり交付基礎点数に定
員（世帯）を乗じて得た
ものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には
別表 2 に掲げる 1 世帯当
たり交付基礎点数に定員
（世帯）を乗じて得たも
のを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として
行う場合には別表 2-1
及び 2-2 に掲げる 1 世
帯当たり交付基礎点数に
定員（世帯）を乗じて得
たものを基準とする。

エ 1 グループケア当たり交
付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表 2 に掲げる 1 グル
ープケア当たり交付基礎
点数にグループケア数を
乗じて得たものを基準と
する。

(イ) 沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には
別表 2 に掲げる 1 グル
ープケア当たり交付基礎点

数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された

離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。

ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。

〈対象施設〉

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、

「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第435号令和5年8月22日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。

ケ 1拠点当たり交付基礎点数を採用する場合

別表2に掲げる1拠点当たり交付基礎点数を基準とする。

		<p>コ 公害防止対策事業として行う場合 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

算 定 基 準

(別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設（令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」で定めた整備に該当する場合は除く。以下本表及び次表において同じ。）については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表1-4のとおり

<p>スプリンク ラー設備等 工事費 (既存施設)</p>	<p>別表2による「交付基礎点 数表」に基づき、算出された ものを基準とする。</p>	<p>スプリンクラー設備 等に必要な工事費又は 工事請負費</p>
<p>仮施設整備 備工事費</p>	<p>大規模修繕等については、 こども家庭庁長官が必要と認 めた点数とする。ただし、第 4欄に定める対象経費の実支 出額を2,000（児童厚生施設に ついては3,000）で除して得た 点数（以下「実支出額を2,000 （児童厚生施設については 3,000）で除して得た点数」と いう。）がこれに満たないと きは、実支出額を2,000（児童 厚生施設については3,000）で 除して得た点数とする</p> <p>耐震化等整備事業における 大規模修繕等については、次 により算出されたものを基準 とする。</p> <p>ア 定員1人当たり交付基 礎点数を適用する場合 別表2に掲げる定員1人 当たり交付基礎点数に定員 を乗じて得たものを基準と する。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎 点数を適用する場合 別表2に掲げる1世帯当 たり交付基礎点数に定員 （世帯）を乗じて得たもの を基準とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な 賃借料、工事費又は工 事請負費</p>

<p>応急仮施設 設整備</p>	<p>次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難しい特別の事情があるときは、こども家庭庁長官が必要と認める点数とする。</p>	<p>障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ただし、次に定める費用は除く。</p> <p>(1) 交付要綱 7 (2) (3) に定める費用</p> <p>(2) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用</p> <p>(4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。</p> <p>(5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(6) その他災害復旧費として適当と認められない費用</p> <p>(7) 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用</p>
----------------------	---	---

算 定 基 準

(防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表 1 - 4 のとおり

	<p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	
--	---	--

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の 8（1）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の8（2）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/1 2 }	{ 1/4 }
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ 1/1 2 }	{ - }	{ 1/4 }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の8（3）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1 / 2	[1 / 4]	[1 / 4]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1 / 2	[1 / 2]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1 / 2	[-]	[1 / 4]	[1 / 4]
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1 / 2	[1 / 4]	[-]	[1 / 4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④交付要綱の8（4）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	[2/3]	[-]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	[-]	[1/2]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	[1/2]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
障害児施設等 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	1/4	-	1/4
児童厚生施設及び障害児施設等以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	[1/4]	[-]	[1/4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1 - 4

交付要綱の 9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ - }	{ 1 / 3 }
都道府県が設置する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ 1 / 3 }	{ - }
市町村が設置する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ - }	{ 1 / 4 }
都道府県が設置する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ 1 / 4 }	{ - }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ - }	{ 1 / 1 2 }	{ 1 / 4 }
都道府県が補助する場合 ・ 乳児院	2 / 3	{ 1 / 1 2 }	{ - }	{ 1 / 4 }
都道府県が補助する場合 ・ 障害児入所施設（主として、知的障害のある 児童を入所させるものに限る。）	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6
市町村が補助する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3 / 4	{ - }	{ 1 / 8 }	{ 1 / 8 }

都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[1 / 8]	[-]	[1 / 8]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 (主として、重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させる施設に限る。)	4 / 5	1 / 10	-	1 / 10

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・ 障害児入所施設	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・ 児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・障害児施設等の場合	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④ 公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
障害児施設等	5.5 / 10	2.5 / 10	-	1 / 5

別表 2

■ 交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	8,609
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,481
初度設備相当加算	1 人 当 たり	74
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	630
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,260
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,890
心理療法室整備加算	1 施設当たり	23,324
助産施設本体	1 人 当 たり	4,552
初度設備相当加算	1 人 当 たり	501
乳児院本体	1 人 当 たり	2,872
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	74
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	34
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,800
心理療法室整備加算	1 施設当たり	23,324
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	789
初度設備相当加算	1 人 当 たり	64
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	689
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	991
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	4,481
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	4,763
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	123
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	57
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	4,644
心理療法室整備加算	1 施設当たり	38,681
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,310
初度設備相当加算	1 人 当 たり	107
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,143
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	1,643
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	7,431

	単位	交付基礎点数
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	10,398
初度設備相当加算	1 世帯当たり	74
心理療法室整備加算	1 施設当たり	23,324
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	5,716
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	991
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,421
初度設備相当加算	1 人当たり	20
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	19,096
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,510
小型児童館 (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (217.6㎡以上)	1 施設当たり	28,644
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,266
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	14,626
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,510
小型児童館 (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	21,940
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,266
児童センター (336.6㎡以上)	1 施設当たり	28,768
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,510
児童センター (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (336.6㎡以上)	1 施設当たり	43,152
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,266
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	38,382
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,734
移動型児童館用車両	1 施設当たり	2,256
大型児童センター (交付要綱 8 (3) に該当する場合) (500㎡以上)	1 施設当たり	57,574
初度設備相当加算	1 施設当たり	4,101
移動型児童館用車両	1 施設当たり	3,384

	単位	交付基礎点数
児童養護施設本体	1人当たり	4,394
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,822
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,324
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,608
初度設備相当加算	1人当たり	64
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	991
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,481
児童養護施設本体 (交付要綱8(1)に該当する場合)	1人当たり	7,288
初度設備相当加算	1人当たり	123
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	11,313
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,681
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,667
初度設備相当加算	1人当たり	107
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,643
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	428
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,431
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,199
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,305
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,849
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,481
通所部門整備加算	1人当たり	2,168
初度設備相当加算	1人当たり	61
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,175
初度設備相当加算	1人当たり	74
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,267
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,324
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,481
通所部門整備加算	1人当たり	2,168
初度設備相当加算	1人当たり	61

	単位	交付基礎点数
児童家庭支援センター本体	1 施設当たり	14,161
里親支援センター本体	1 施設当たり	14,161
職員養成施設本体	1 人当たり	2,412
初度設備相当加算	1 人当たり	74
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	6,247
初度設備相当加算	1 人当たり	74
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	5,701
初度設備相当加算	1 人当たり	74
子育て支援のための拠点施設本体	1 施設当たり	11,576
地域子育て支援拠点事業所	1 施設当たり	11,576
一時預かり事業所	1 施設当たり	11,576
子育て短期支援事業所	1 人当たり	6,247
初度設備相当加算	1 人当たり	74
社会的養護自立支援拠点事業所	1 施設当たり	11,576
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
居室等整備加算	1 世帯当たり	5,716
妊産婦等生活援助事業所	1 施設当たり	11,576
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
居室等整備加算	1 世帯当たり	5,716
児童育成支援拠点事業所	1 施設当たり	11,576
こども家庭センター	1 施設当たり	11,576
利用者支援事業所	1 施設当たり	11,576
産後ケア事業を行う施設	1 世帯当たり	5,716
初度設備相当加算	1 世帯当たり	64
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1 世帯当たり	7,621
初度設備相当加算	1 世帯当たり	86

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁長官通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。)については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付要綱8（4）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	88,679
			標準	84,457
		21人 ～ 40人	都市部	178,095
			標準	169,615
		41人 ～ 60人	都市部	296,919
			標準	282,780
		61人 ～ 80人	都市部	417,855
			標準	397,958
	81人 ～ 100人	都市部	537,689	
		標準	512,085	
	101人 ～ 120人	都市部	657,339	
		標準	626,038	
	121人以上	都市部	777,081	
		標準	740,078	
	訓練事業等整備加算		都市部	37,585
			標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	123,784
			標準	117,890
	短期入所整備加算		都市部	10,199
			標準	9,714
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,854	
		標準	11,290	
障害児相談支援整備加算		都市部	8,472	
		標準	8,069	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,641	
		標準	5,373	
小規模グループケア整備加算		都市部	18,195	
		標準	17,329	
避難スペース整備加算		都市部	32,714	
		標準	31,157	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	48,796
			標準	46,473
		21人 ～ 40人	都市部	98,238
			標準	93,560
		41人 ～ 60人	都市部	164,036
			標準	156,225
		61人 ～ 80人	都市部	230,477
			標準	219,502
81人 ～ 100人	都市部	296,919		
	標準	282,780		
101人 ～ 120人	都市部	362,533		
	標準	345,270		
121人以上	都市部	429,159		
	標準	408,723		

訓練事業等整備加算	都市部	37,585
	標準	35,796
大規模訓練設備等整備加算	都市部	123,784
	標準	117,890
短期入所整備加算	都市部	10,200
	標準	9,714
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,854
	標準	11,290
障害児相談支援整備加算	都市部	8,472
	標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,641
	標準	5,373
避難スペース整備加算	都市部	32,714
	標準	31,157
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	24,444
	標準	23,280
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	8,472
	標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	5,641
	標準	5,373
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	32,714
	標準	31,157

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	6,829
初度設備相当加算	1人当たり	751
乳児院本体	1人当たり	3,830
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	99
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	45
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,734
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,099
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,053
初度設備相当加算	1人当たり	86
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	919
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,321
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,974
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	15,597
初度設備相当加算	1世帯当たり	112
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,987
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	8,574
初度設備相当加算	1世帯当たり	96
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,486
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,132
初度設備相当加算	1人当たり	30

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

			(1施設あたり)		
事業（施設）の種類			交付基礎点数		
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	118,216 112,587	
		21人 ～ 40人	都市部 標準	237,535 226,224	
		41人 ～ 60人	都市部 標準	395,892 377,040	
		61人 ～ 80人	都市部 標準	557,116 530,587	
		81人 ～ 100人	都市部 標準	716,907 682,769	
		101人 ～ 120人	都市部 標準	876,477 834,740	
		121人以上	都市部 標準	1,036,047 986,712	
		訓練事業等整備加算	都市部 標準	50,175 47,786	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 標準	165,083 157,222		
	短期入所整備加算	都市部 標準	13,674 13,023		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	15,879 15,123		
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 標準	11,247 10,712		
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	7,520 7,162		
	小規模グループケア整備加算	都市部 標準	24,260 23,106		
	避難スペース整備加算	都市部 標準	43,558 41,484		
	障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準	127,699 121,619
			21人 ～ 40人	都市部 標準	256,502 244,288
41人 ～ 60人			都市部 標準	427,651 407,287	
61人 ～ 80人			都市部 標準	601,667 573,017	
81人 ～ 100人			都市部 標準	774,251 737,382	
101人 ～ 120人			都市部 標準	946,612 901,536	
121人以上			都市部 標準	1,118,975 1,065,691	

訓練事業等整備加算	都市部	54,145
	標準	51,567
大規模訓練設備等整備加算	都市部	178,316
	標準	169,825
短期入所整備加算	都市部	14,776
	標準	14,073
障害児相談支援整備加算	都市部	12,129
	標準	11,552
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	8,127
	標準	7,740
小規模グループケア整備加算	都市部	26,134
	標準	24,890
避難スペース整備加算	都市部	47,087
	標準	44,845
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	32,531
	標準	30,982

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	3,830
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	99
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	45
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,734
心理療室整備加算	1施設当たり	31,099
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,053
初度設備相当加算	1人当たり	86
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	919
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,321
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,974
児童心理治療施設本体	1人当たり	6,932
初度設備相当加算	1人当たり	99
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	8,406
心理療室整備加算	1施設当たり	47,798
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,974
通所部門整備加算	1人当たり	2,891
初度設備相当加算	1人当たり	82

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

			(1施設あたり)	
事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	118,216
			標準	112,587
		21人 ～ 40人	都市部	237,535
			標準	226,224
		41人 ～ 60人	都市部	395,892
			標準	377,040
		61人 ～ 80人	都市部	557,116
			標準	530,587
		81人 ～ 100人	都市部	716,907
			標準	682,769
		101人 ～ 120人	都市部	876,477
			標準	834,740
		121人 以上	都市部	1,036,047
			標準	986,712
	訓練事業等整備加算		都市部	50,175
			標準	47,786
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	165,083
			標準	157,222
	短期入所整備加算		都市部	13,674
			標準	13,023
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,879	
		標準	15,123	
障害児相談支援整備加算		都市部	11,247	
		標準	10,712	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,520	
		標準	7,162	
小規模グループケア整備加算		都市部	24,260	
		標準	23,105	
避難スペース整備加算		都市部	43,558	
		標準	41,484	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	11,364
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,915
初度設備相当加算	1人当たり	98
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	832
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,664
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,496
心理療法室整備加算	1施設当たり	30,788
助産施設本体	1人当たり	6,009
初度設備相当加算	1人当たり	661
乳児院本体	1人当たり	3,791
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	98
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	45
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	3,696
心理療法室整備加算	1施設当たり	30,788
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	1,042
初度設備相当加算	1人当たり	85
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	910
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,308
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,915
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	13,726
初度設備相当加算	1世帯当たり	98
心理療法室整備加算	1施設当たり	30,788
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	7,545
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,308
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,876
初度設備相当加算	1人当たり	26

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	37,811
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,991
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	28,961
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,991
児童センター (336.6㎡以上)	1 施設当たり	56,961
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,991
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	75,997
初度設備相当加算	1 施設当たり	5,414
移動型児童館用車両	1 施設当たり	6,701
児童養護施設本体	1 人当たり	5,801
初度設備相当加算	1 人当たり	98
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	9,005
心理療教室整備加算	1 施設当たり	30,788
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	2,123
初度設備相当加算	1 人当たり	85
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,308
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	341
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,915
児童心理治療施設本体	1 人当たり	6,863
初度設備相当加算	1 人当たり	98
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	8,322
心理療教室整備加算	1 施設当たり	47,320
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,915
通所部門整備加算	1 人当たり	2,862
初度設備相当加算	1 人当たり	81

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	8,152
初度設備相当加算	1人当たり	98
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	9,593
心理療法室整備加算	1施設当たり	30,788
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,915
通所部門整備加算	1人当たり	2,862
初度設備相当加算	1人当たり	81
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	8,247
初度設備相当加算	1人当たり	98
児童自立生活援助事業所	1人当たり	7,526
初度設備相当加算	1人当たり	98
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	15,280
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	15,280
一時預かり事業所	1施設当たり	15,280
子育て短期支援事業所	1人当たり	8,247
初度設備相当加算	1人当たり	98
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
居室等整備加算	1世帯当たり	7,545
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
居室等整備加算	1世帯当たり	7,545
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	15,280
こども家庭センター	1施設当たり	12,535
利用者支援事業所	1施設当たり	15,280
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	7,545
初度設備相当加算	1世帯当たり	85

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	236,450
			標準	225,191
		41人～60人	都市部	393,870
			標準	375,115
		61人～80人	都市部	554,138
			標準	527,751
		81人～100人	都市部	712,937
		標準	678,988	
	101人～120人	都市部	871,918	
		標準	830,399	
	121人以上	都市部	1,030,534	
		標準	981,461	
	訓練事業等整備加算		都市部	49,807
			標準	47,436
短期入所整備加算		都市部	11,303	
		標準	10,765	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,621	
		標準	14,878	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	130,952
			標準	124,717
		41人～60人	都市部	218,071
			標準	207,687
		61人～80人	都市部	306,476
			標準	291,882
		81人～100人	都市部	395,064
		標準	376,252	
	101人～120人	都市部	482,366	
		標準	459,397	
	121人以上	都市部	570,772	
		標準	543,593	
	訓練事業等整備加算		都市部	49,715
			標準	47,348
短期入所整備加算		都市部	13,600	
		標準	12,953	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,621	
		標準	14,878	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	97,516	
			標準	92,873	
		21人 ～ 40人	都市部	195,981	
			標準	186,649	
		41人 ～ 60人	都市部	326,667	
			標準	311,112	
		61人 ～ 80人	都市部	459,629	
			標準	437,742	
	81人 ～ 100人	都市部	591,452		
		標準	563,288		
	101人 ～ 120人	都市部	723,085		
		標準	688,653		
	121人 以上	都市部	854,814		
		標準	814,109		
	訓練事業等整備加算			都市部	41,318
				標準	39,351
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	136,181
				標準	129,697
	短期入所整備加算			都市部	11,277
				標準	10,740
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,077	
			標準	12,455	
障害児相談支援整備加算			都市部	9,325	
			標準	8,881	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,206	
			標準	5,911	
小規模グループケア整備加算			都市部	19,996	
			標準	19,044	
避難スペース整備加算			都市部	36,011	
			標準	34,297	

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	53,638
			標準	51,084
		21人 ~ 40人	都市部	108,035
			標準	102,891
		41人 ~ 60人	都市部	180,439
			標準	171,847
		61人 ~ 80人	都市部	253,506
			標準	241,435
	81人 ~ 100人	都市部	326,667	
		標準	311,112	
	101人 ~ 120人	都市部	398,786	
		標準	379,797	
	121人 以上	都市部	472,043	
		標準	449,565	
	訓練事業等整備加算		都市部	41,318
			標準	39,351
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	136,181
			標準	129,697
	短期入所整備加算		都市部	11,277
			標準	10,740
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,077	
		標準	12,455	
障害児相談支援整備加算		都市部	9,325	
		標準	8,881	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,206	
		標準	5,911	
避難スペース整備加算		都市部	36,011	
		標準	34,297	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	145	-	-	192	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	235	353	-	311	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	137	182	182	181	182	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	503	754	-	664	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,003	-	-	1,987	-	-	-	1,505
児童センター	1施設当たり	1,511	-	-	2,991	-	-	-	2,266
大型児童センター	1施設当たり	2,020	-	-	3,999	-	-	-	3,030
児童養護施設	1人当たり	213	-	-	281	284	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	244	-	325	322	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	307	-	-	405	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	716	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	716	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	128	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	537	-	-	709	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	478	-	-	632	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	503	-	-	664	-	670	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	10,295	20,930 18,377	13,783	13,698	-	-	11,318	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	10,809	21,976 19,295	14,472	14,382	-	-	11,883	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	5,173	18,377	6,891	6,636	-	-	5,685	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	5,431	19,295	7,235	6,967	-	-	5,969	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	264	-	-	348	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	443	665	-	585	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	245	368	327	324	327	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	917	1,376	-	1,211	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,505	-	-	2,980	-	-	-	2,431
児童センター	1施設当たり	2,267	-	-	4,490	-	-	-	3,663
大型児童センター	1施設当たり	3,029	-	-	5,997	-	-	-	4,893
児童養護施設	1人当たり	382	-	-	504	509	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	462	-	616	610	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	544	-	-	718	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,279	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,279	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	236	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	2,250	-	-	2,970	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,997	-	-	2,637	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	2,250	-	-	2,970	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	917	-	-	1,211	-	1,223	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	18,888	27,158 23,989	25,116	25,014	-	-	20,707	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	19,832	28,515 25,188	26,371	26,264	-	-	21,742	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	9,018	12,047	12,047	11,911	-	-	9,914	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	9,468	12,649	12,649	12,506	-	-	10,409	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	46,089	-
児童心理治療施設	-	61,457

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	17,852	23,798
初度設備相当加算	970	2,537
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	8,057	/

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	23,798	15,870
初度設備相当加算	4,236	2,822

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1 m ² 当たり)	乳児院	12
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,290
	障害児入所施設	19
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,704
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000m ² 以上の平屋建て)	36
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,704
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	8
	児童厚生施設	5

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,715
	m ² 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	192
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	287
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	438
	m ² 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	226
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	339

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	147	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	11,447	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	7,597	-	-	15,043	-	-	12,274
児童育成支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	11,030	-	-	14,560	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
一時預かり事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
こども家庭センター	11,030	-	-	14,560	-	-	-
利用者支援事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
乳児院	-	15,262	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	17,170	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	15,262	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	15,110	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	15,262	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	15,262	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	11,115	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表 3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>こども家庭庁長官が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表 1 - 4 のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 4

算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 5

算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費 (7 に定める費用を除く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。))。</p>	別表 1 - 4 のとおり

		<p>ウ 一部改築</p> <p>「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>		
	<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	9,792
助産施設本体	1 人 当 たり	6,420
乳児院本体	1 人 当 たり	5,271
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	16,086
児童養護施設本体	1 人 当 たり	6,592
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	8,517
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,944
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	9,335
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,944

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 交付基礎点数表 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	9,630
乳児院本体	1 人 当 たり	7,028
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	24,129

- (注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■ 交付基礎点数表 (地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	7,028
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	12,447
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,925

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	236,542
			標準	225,279
		41人～60人	都市部	393,962
			標準	375,202
		61人～80人	都市部	554,230
			標準	527,839
		81人～100人	都市部	712,937
			標準	678,988
		101人～120人	都市部	872,011
			標準	830,487
		121人～	都市部	1,030,625
			標準	981,548
	訓練事業等整備加算	都市部	49,899	
		標準	47,523	
	短期入所整備加算	都市部	11,303	
		標準	10,765	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,621		
	標準	14,878		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	315,390
			標準	300,372
		41人 ~ 60人	都市部	525,357
			標準	500,340
		61人 ~ 80人	都市部	738,962
			標準	703,774
		81人 ~ 100人	都市部	950,582
			標準	905,317
		101人 ~ 120人	都市部	1,162,755
			標準	1,107,386
		121人 以上	都市部	1,374,154
			標準	1,308,719
	訓練事業等整備加算	都市部	66,606	
		標準	63,435	
短期入所整備加算	都市部	14,997		
	標準	14,283		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	20,841		
	標準	19,849		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	315,390
			標準	300,372
		41人 ~ 60人	都市部	525,357
			標準	500,340
		61人 ~ 80人	都市部	738,962
			標準	703,774
		81人 ~ 100人	都市部	950,582
			標準	905,317
		101人 ~ 120人	都市部	1,162,755
			標準	1,107,386
		121人 ~	都市部	1,374,154
			標準	1,308,719
		訓練事業等整備加算	都市部	66,606
			標準	63,435
		短期入所整備加算	都市部	14,997
			標準	14,283
発達障害者支援センター整備加算	都市部	20,841		
	標準	19,849		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(こ成事第432号令和5年8月22日)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

■ 公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	260,139
			標準	247,752
		41人 ~ 60人	都市部	433,378
			標準	412,741
		61人 ~ 80人	都市部	609,647
			標準	580,617
		81人 ~ 100人	都市部	784,306
			標準	746,959
		101人 ~ 120人	都市部	959,250
			標準	913,572
		121人 以上	都市部	1,133,719
			標準	1,079,733
	訓練事業等整備加算		都市部	54,965
			標準	52,348
短期入所整備加算		都市部	12,414	
		標準	11,823	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	17,152	
		標準	16,336	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	191	-	-	-
助産施設	1人当たり	313	469	-	-
乳児院	1人当たり	183	245	245	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	669	1,003	-	-
児童養護施設	1人当たり	280	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	321	-	428	-
児童自立支援施設	1人当たり	400	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	14,178	21,530 18,904	18,904	15,524
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	14,886	22,606 19,849	19,849	16,300
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	343	-	-	-
助産施設	1人当たり	580	870	-	-
乳児院	1人当たり	321	428	428	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,210	1,816	-	-
児童養護施設	1人当たり	507	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	603	-	804	-
児童自立支援施設	1人当たり	719	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	25,818	39,384 34,448	34,448	28,430
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	27,108	41,353 36,170	36,170	29,851
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

別紙 1
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市の長
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 申請額 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 2 整備計画概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画書 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-3） |
| 4 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-5） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」
の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) 児童相談所一時保護施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、相談事業の処理件数（過去3年分）、職員の配置状況（過去3年分）、一時保護施設の入所率などの利用状況を必ず添付すること。

(2) 児童入所等施設等の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、児童入所等施設の整備を行う場合については、様式1-4についても作成されたい。

(3) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

一般の整備計画を申請するにあたって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について特記すべき事項がある場合は、詳細に記載すること。（施設ごとに記載すること）

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第5条及び第6条に規定する耐震改修促進計画や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画等、耐震化整備に係る計画を策定している場合には、当該計画を添付すること。

様式1-2 記入要領

通常整備事業分（耐震化等整備事業以外の整備）、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の別添1「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. 整備の目的

当該整備計画に掲げられている施設整備の目的を記入すること。

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等とする。

※必要に応じ、資料を添付すること。

3. 次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画における位置付け

策定された行動計画との関連性、ソフト事業等との関連性などについて記入すること。

また、翌年度以降の整備計画などがあれば記入し、将来的な展望等も記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

現在の管内の状況と整備計画を踏まえた今後の推移などについて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

5. 耐震化を行う必要性、整備の緊急性、その他特殊事情等について

耐震化を行う場合は、必ず現在の状況及び整備の必要性について記入すること。

また、地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合にはあわせて記入すること。

様式1-3 記入要領（防犯対策強化に係る整備を実施する場合に記入すること。）

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も合わせて記入すること。

1. 防犯計画の概要

整備予定の児童福祉施設等及び障害児施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：「防犯対策強化」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

2. 防犯対策強化に係る整備の概要

※防犯対策の強化に係る整備について、都道府県、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること）

別紙1

様式 1-4 児童入所等施設を整備する場合

都道府県・市区町村名:

部(局)課名: _____ 部 _____ 課 _____

担当者: _____ 連絡先: _____

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

(単位:人、%)

施設種別	(元号) 年度 *3年度前の年度			(元号) 年度 *2年度前の年度			(元号) 年度 (月末日現在) *前年度			(元号) 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	()		()	()		()	()		()	()
母子生活支援施設	()		()	()		()	()		()	()
児童養護施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童心理治療施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()
児童自立支援施設(※1)	()		()	()		()	()		()	()

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親等委託率(1の表中(※1)の施設を整備を行う場合)

(単位:%)

(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度
		(月 日 現在)

【里親等委託率算出方法】

里親等委託率(%) = ((里親委託児童数+ファミリーホーム委託児童数) / (児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+里親委託児童数+ファミリーホーム委託児童数)) × 100

過去3か年度分の里親等委託率を記入すること。
 なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	備考
人口(人) (※1)				
児童数(人) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※1)(※3)				

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月未現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

都道府県・市区町村名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B(≦A)円	寄付金その他 の収入額等 C 円	差引額 D(=A-C)円	選定額 E 円	交付基礎点数表				豪雪地 域等加算 I(=H×8%) 点	による算定額 算定額 合計 J(=H+I)×1,000 円	交付金 基本額 K 円	交付金 所要額 L 円	都道府県 負担額 M 円	市区町村 負担額 N 円
							交付 定員 F	基礎点数 G 点	基準点数 H(=F×G) 点	算定額 算定額 合計 J(=H+I)×1,000 円						
自治体																
	小計															
自治体以外																
	小計															
	計															

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て)をJ欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

別紙 2
様式 1-1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業
実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度
次世代育成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類
を添えて報告する。

- | | |
|--|-------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書
（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に
「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要

(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名 _____

1. 整備計画実績の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の総事業費	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合 計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

3. 今後の整備計画について

防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名 _____

1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額（実績額）	交付金精算額
合 計						

2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

都道府県・市町村名

設置主体	施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その	差引額	選定額	交付基礎点数表による算定額				交付金	交付金	交付金	交付金	差引過	都道府県	市町村	
		総事業費	実支出	他の			交付基礎	基準	豪雪地	算定額								交付金
		A 円	B(≤A) 円	C 円	D(=A-C) 円	E 円	F 円	G 点	H(=F×G) 点	I(=H×8%) 点	J(=H+I)×1,000 円	K 円	L 円	M 円	N 円	O(=N-L) 円	P 円	Q 円
自治体																		
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をI欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
(6) E欄及びJ欄～K欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
(8) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満は切捨て)

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1－6）

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

別紙 3

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金調書

(元号) 年度 こども家庭庁所管

(都道府県・市区町村名)

国		地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出							
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金 相当額 円	支出済額 円	うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円	
(項) 児童福祉施設等整備費												
(目) 次世代育成支援対策施設整備交付金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市の長
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績
報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年
法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
児童相談所設置市の長
市町村長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。